

「輸出」に関する判決例

- (1) 自社の商標を附した商品を製造し、海外の商社に「輸出」した者に対して、製造販売の差止めと不法行為による損害賠償を求めた事案において、製造のおそれ及び国内における販売のおそれを理由として差止請求を認めるとともに、被告の製造によって生じた逸失利益の賠償を認めた判決。

本件において、裁判所は輸出が当然に商標法二条三項二号の「譲渡」を含むものと認めることはできないとしており、海外の商社に販売する行為は、必ずしも「輸出」に含まれるものではないとの判断が示されている。

なお、損害賠償額の算定に当たっては、被告が輸出を行った頃から原告の海外における注文がなくなったこと、被告が商標を付したのは海外の商社からの求めによるものであることを前提に、原告製品と被告製品の代替性を認定し、原告は、原告製品の製造販売によって得ることのできた利益を失った損害を被ったとの認定を行った。

〔東京地裁平成 10 年（ワ）第 28609 号 平成 12 年 3 月 24 日〕

「被告が日本国内において被告製品を販売した事実は認められないが、右のとおり被告が被告製品を製造するおそれがあること及び右認定に係る被告の不誠実な態度からすると、被告は被告製品（本件商標を付した双眼鏡）を日本国内において販売するおそれがあるものと認められる」「輸出が当然に商標法二条三項二号の「譲渡」を含むものと認めることはできず、また、被告が右輸出に伴って日本国内において被告製品の「譲渡」をしたことを認めるに足りる的確な証拠はない。」

- (2) 不使用取消審判の審決取消訴訟において、輸出専用品に商標を付す行為が商標の使用行為（第 2 条第 3 項第 1 号）に該当するとした判決。

〔東京高裁昭和 57（行ケ）第 236 号 昭和 59 年 2 月 28 日〕

「商標を附した商品を O E M 契約により輸出する行為が商標法第二条第三項第二号で規定する商標の定義のいずれにも当たらないとしても、商品露出計に本件商標を附することは、同項第一号の定義が示すごとく、その商品が専ら輸出に供されるものであるかどうかにはかかわりなく、本件商標の「使用」に当たるものというべきであるから、もし審決が認定するように、訴外カワオプタが製造の注文をした露出計に真正本件商標が附されて

いたとするならば、訴外カワオプタは本件商標を使用していたというべきである。」

- (3) 商標を付していない商品と標章を表示したラベル及び化粧箱を別々に海外に輸出した行為が間接侵害（第37条第4号及び第5号）に該当するかが争われた事案において、属地主義（商標権の効力は商標法の施行地域内に限られる）の理念に照らし、使用させようとする他人が商標法施行地域外にある場合には、間接侵害は成立しないとした判決。

〔東京地裁昭和45（ワ）第2642号 昭和53年2月17日〕

「被告は、前記期間中フェドラ社をして西ドイツ国内において本件マーキング・ペンに被告標章を使用させるため、無商標包装の本件マーキング・ペンと、被告標章を印刷したラベル及び化粧箱とを、各別にフェドラ社に輸出したことが認められるので、被告の右行為が原告の本件商標権を侵害するかにつき検討するに、商標権者は、一般に、指定商品について登録商標を使用する権利を占有するが、かかる商標権の効力はわが商標法の施行地域内に限られるべきものであるから（いわゆる属地主義）、被告のわが国内における右行為が、標章の「使用」に関する商標法第二条第三項掲記のいずれの行為態様にも該当しない（ちなみに、同項一項中「商品の包装に標章を附する行為」にいわゆる「包装」とは、現に商品を包むことに使用されているものをいい、右認定のように未だ実際に商品を包装するのに用いられていない包装（本件化粧箱、ラベルは右の「包装」には含まれないと解するのが相当である。）以上、本件商標権を侵害するものとはいえない。」

「次に、被告の前記行為が、商標法第三十七条第四号中「指定商品について登録商標の使用をさせるために登録商標を表示する物を譲渡し引き渡し又は譲渡若しくは引渡のために所持する行為」又は同条第五号中「指定商品について登録商標の使用をさせるために登録商標を表示する物を製造する行為」として、商標権を侵害するものとみなされるべきか否かについても、前記属地主義の理念に照らせば、使用されようとする他人がわが商標法施行地域外にある場合には、右各行為はいずれも本件商標を侵害する行為もしくはその予備的な行為ということはできず、これに右各号の規定を適用するべきではないと解するのが相当であるから、被告の前記行為は、本件商標権を侵害するものとみなされるものでもない。」